

蒲郡市農業経営者原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰により経営に影響が生じている農業者に対し、経営の回復及び継続の支援を図ることを目的として、予算の範囲内において蒲郡市農業経営者原油価格・物価高騰対策支援金（以下「農業者支援金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 農業者支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 蒲郡市内で農業を事業として営む個人事業主又は法人格を有する団体（以下「農業者」という。）であること。
- (2) 農業者支援金の交付後も農業の経営を継続する意思があること。
- (3) 交付申請日及び交付決定日において倒産又は廃業をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接に関係を有する事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む事業者
- (4) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く）
- (5) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、農業者支援金の趣旨に照らして市長が適当でない
と認める者

(交付対象経費)

第3条 農業者支援金の交付の対象となる経費は、交付対象者が令和6年10月から令和7年3月までの期間（以下「支援対象期間」という。）に、園芸用施設の加温に供するために調達したA重油及び灯油の購入に要した経費とする。

（交付金額）

第4条 農業者支援金の交付金額は、支援対象期間と同一の期間において、愛知県の「愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付等要綱（令和4年1月17日施行）」に基づき、各月ごとに知事が定めた施設園芸用燃油の単位数量当たりの支援金額に支援対象期間に購入した燃油の数量を乗じて得た金額の2分の1の金額（1,000円未満は切捨て）とする。

（支援金の交付回数）

第5条 農業者支援金の交付回数は、1事業者につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 農業者支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市農業経営者原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書（請求書）（第1号様式）に、次に掲げる必要な書類を添えて、市長が定める期日までに、市長へ提出しなければならない。

- （1）蒲郡市農業経営者原油価格・物価高騰対策支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- （2）振込先口座が分かる書類
- （3）支援対象期間に係る燃油購入実績が分かる書類（写し可）又は市が蒲郡市農業協同組合から、申請者の燃油購入数量について情報提供を受けることに対する同意書
- （4）その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、蒲郡市農業経営者原油価格・物価高騰対策支援金交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付決定をしたときは、蒲郡市農業経営者原油価格・物価高騰対策支援金不交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに申

請者に通知するものとする。

（実績報告及び金額の確定）

第8条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金額の確定通知については、第6条の規定による交付申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

（交付）

第9条 市長は、第7条第2項の規定により交付の決定をしたときは、当該交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に農業者支援金を交付するものとする。

2 農業者支援金は、交付決定者が指定した口座への振込により交付するものとする。

（不当利得の返還）

第10条 市長は、交付決定者が交付申請時に誓約した内容に違反したと認められるときは、農業者支援金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、農業者支援金の交付決定を取り消した場合において、既に農業者支援金が交付されているときは、当該交付を受けた交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第11条 農業者支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（農業者支援金の経理）

第12条 農業者支援金の交付を受けた者は、当該農業者支援金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該農業者支援金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。